

育成就労・特定技能の制度比較

	育成就労（監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「育成就労」	在留資格「特定技能」
在留期間	通算3年（育成就労終了時の試験不合格者は一定要件の下、再受験のため最長1年間の延長が可能）	通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）5年（相当の理由があると認められる場合は6年）
外国人の技能水準	就労開始時、1年経過時、終了時（特定技能1号移行時）において段階的に技能水準、日本語能力水準を試験等で確認	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護分野は「日本語教育の参照枠」A2.2相当、鉄道分野（運輸係員の業務区分）はA1以上の日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	なし	なし
支援機関	あり（監理支援機関） （育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや育成就労実施者に対する監理・指導、育成就労外国人への支援・保護等を行う。主務大臣による許可制）	あり（登録支援機関） （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理支援機関と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	特定技能1号水準の技能を有する人材の育成・確保を目的とした技能修得に従事する活動	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動（専門的・技術的分野）
転籍・転職	やむを得ない場合のほか、育成就労産業分野ごとに設定する転籍制限期間、技能水準及び日本語能力水準を満たす場合に、本人意向による転籍が可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

制度概要 在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数： 382, 341人（令和7年12月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数： 7, 955人（令和7年12月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**リネンサプライ**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・舶用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、**自動車運送業**、**鉄道**、**物流倉庫**、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業、**資源循環**（19分野）
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。青字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）

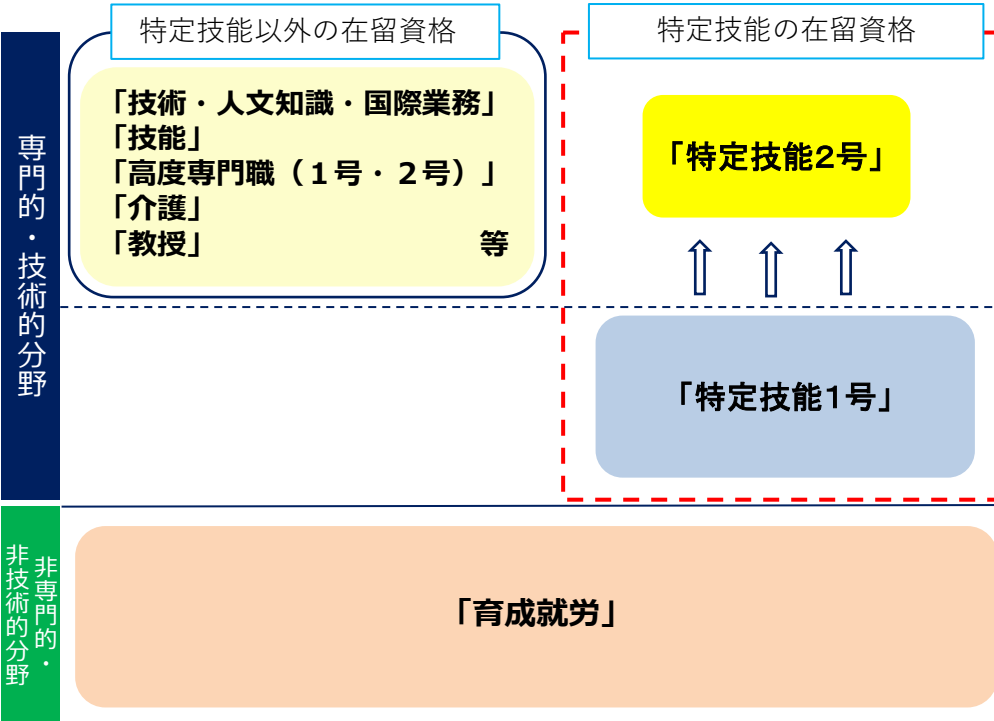
特定技能1号のポイント

在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 ※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（A2.2相当以上）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
受入れ見込数(上限)	分野ごとに設定あり（全分野で80万5700人（令和11年3月末まで））

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験（B1相当以上）で確認 ※令和9年4月1日から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
受入れ見込数(上限)	設定なし

【就労が認められる在留資格の技能水準】



制度概要 特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分（1 / 2）

	特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等								業務区分		
		1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能1号			特定技能2号	
		技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準		技能水準	日本語能力水準
厚労省	介護	育成就労評価試験（初級）	A2.2相当以上及び日本語学習プラン(B1相当以上の場合は不要)	2年	A2.2相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験（日本語）	介護特定技能評価試験（技能）等	A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験（日本語）			介護
	ビルクリーニング		1年		特定技能1号評価試験		特定技能1号評価試験	特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）	B1相当以上			ビルクリーニング
	リネンサプライ											
経産省	工業製品製造業	育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）	A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3級）又は特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験及びビジネスキャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）又は技能検定（1級）	B1相当以上	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プレハブ住宅製品製造 ・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造 ・かばん製造
建設			育成就労評価試験（専門級）又は技能検定（3級）		特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備					
造船・船用工業			育成就労評価試験（初級）		育成就労評価試験（専門級）	特定技能1号評価試験又は3級の自動車整備士の技能検定	特定技能2号評価試験、2級の自動車整備士の技能検定（自動車整備の業務区分の場合）又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定（車体整備の業務区分の場合）	・自動車整備 ・車体整備				
国交省	航空							特定技能1号評価試験		特定技能2号評価試験又は航空従事者技能証明書		・空港グランドハンドリング ・航空機整備
	宿泊	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験				宿泊
	自動車運送業							特定技能1号評価試験及び第一種運転免許（トラック）・第二種運転免許（バス・タクシー）	A2.2相当以上（トラック） B1以上（バス・タクシー） ※乗合バス・タクシーは、日本語サポーター同乗の場合、A2.2相当で可。（離島・半島の乗合バスは、一定条件下で日本語サポーター不要）			・トラック運転者 ・バス運転者 ・タクシー運転者
	鉄道	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	1年	A2.1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	特定技能1号評価試験又は育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相当以上	特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相当以上			・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃
	物流倉庫		A1相当以上		A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上			物流倉庫

制度概要 特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分（2/2）

	特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等										業務区分	
		1 年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能 1 号		特定技能 2 号			
		技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準		
農 水 省	農業	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1 年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上	特定技能 1 号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 2 号評価試験	B1相当以上	・耕種農業 ・畜産農業 【2 業務区分】	
	漁業					特定技能 1 号評価試験						・漁業 ・養殖業 【2 業務区分】	
	飲食品製造業	育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）		2 年		育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3 級）又は特定技能 1 号評価試験		特定技能 1 号評価試験又は技能検定（3 級）		特定技能 2 号評価試験	B1相当以上	・飲食品製造業 ・水産加工業 【2 業務区分】	
	外食業	育成就労評価試験（初級）				育成就労評価試験（専門級）又は特定技能 1 号評価試験						外食業 【1 業務区分】	
	林業	技能検定（基礎級）		1 年		技能検定（3 級）		特定技能 1 号評価試験		特定技能 1 号評価試験又は技能検定（3 級）	特定技能 2 号評価試験	B1相当以上	林業 【1 業務区分】
	木材産業	育成就労評価試験（初級）				特定技能 1 号評価試験							木材産業 【1 業務区分】
環 境 省	資源循環			2 年								廃棄物処分業（中間処理） 【1 業務区分】	

※**青字**は、新たに特定産業分野及び育成就労産業分野に追加されたもの（令和8年1月23日閣議決定）。新規分野の受入れは、産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後、準備が整い次第の開始を予定。

※**緑字**は、既存分野のうち、新たな業務区分等が追加されたもの（令和8年1月23日閣議決定）。自動車整備分野及び飲食品製造業分野における新たな業務区分は、従前の業務区分（自動車整備及び飲食品製造業）から切り分けたものであるが、令和9年3月31日まで従前の業務区分で受け入れる経過措置を設けることとしている。

※特定技能制度及び育成就労制度における労働者派遣は、農業分野及び漁業分野のみ認められる。

※特定技能制度における在籍型出向は、航空分野及び鉄道分野のみ認められる。

※工業製品製造業分野においては、「機械金属加工区分」、「電気電子機器組立て区分」及び「金属表面処理区分」のみ特定技能2号へ移行可。

※育成就労終了時及び特定技能1号に求められる技能水準及び日本語能力水準は同等である。

【日本語能力水準について】

「A2.2」：日本語教育の参照枠A2相当のレベル

「A2.1」：日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

分野別運用方針の主要な記載事項①

1 特定産業・育成就労産業分野

			既存分野	既存分野のうち新たな業務等を追加する分野	新たに追加する分野
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野	
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野	
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野	
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野		

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能1号 80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

[illegible]

制度概要 受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。

- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

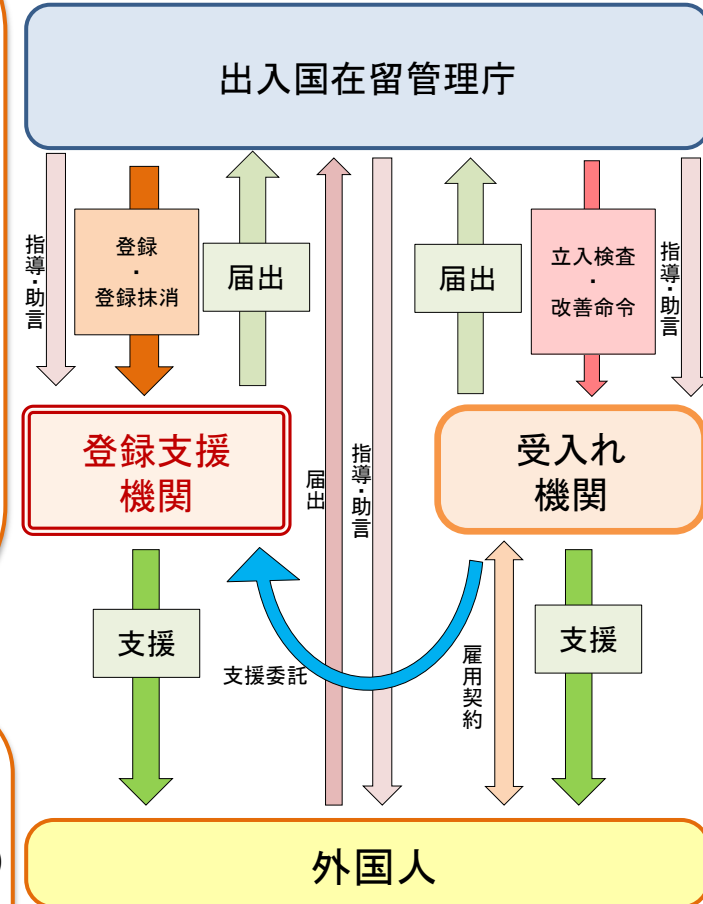
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



支援計画の概要

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



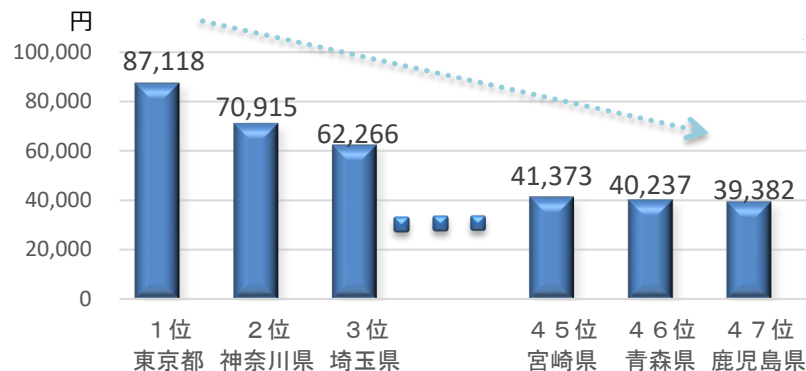
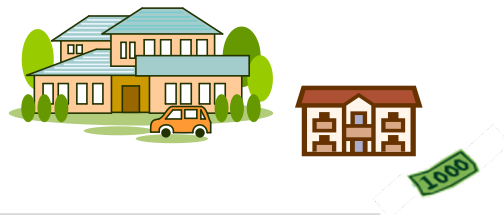
⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



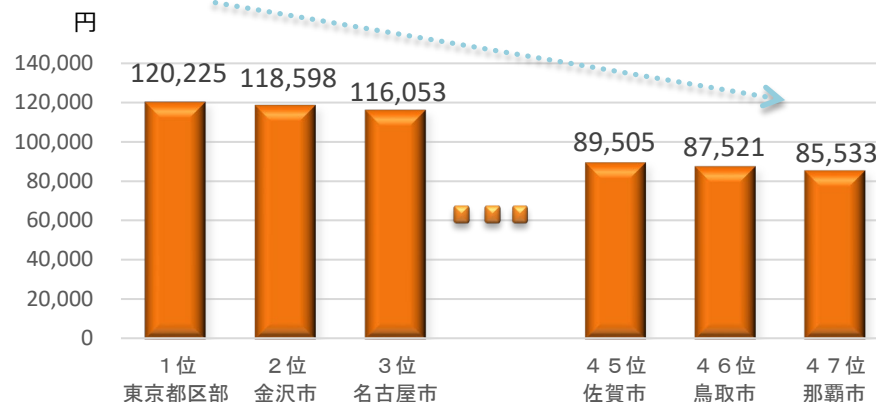
地方で就労することのメリット(生活費の水準等)

1 か月当たり家賃



※総務省統計局住宅・土地統計調査（2023年）により作成

1 か月当たり生活費



※総務省統計局家計調査（2023年、都道府県庁所在市別1世帯当たりの1か月の収入と支出（総世帯）により作成
※生活費は食料、光熱・水道、被服及び履物、保健医療の合計

1 か月に得られる所得（手元に残る金額）

- 家賃についての全国比較
東京都（1位）：87,118円・・・①
鹿児島県(47位)：39,382円
差額：47,736円
- 生活費についての全国比較
東京都区部(1位)：120,225円・・・②
那覇市（47位）：85,533円
差額：34,692円
- 1か月の報酬から上記数値（家賃、生活費）を減算することにより、1か月に得られる所得（手元に残る金額）をある程度予測することが可能
例1(都市部の場合)：242,500円（注1）（1か月の報酬）－（①（家賃）+②（生活費））＝35,157円（手元に残る金額）
例2(地方の場合)：192,300円（注1）（1か月の報酬）－（42,670円（注2）（家賃）+87,521円（注3）（生活費））＝62,109円（手元に残る金額）



（注1）厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都（1位）及び鳥取県（47位）における20～24歳の場合の所定内給与額。

（注2）鳥取県（37位）における1か月当たり家賃。（注3）鳥取県（46位）における1か月当たり生活費。

- 地方は、都市部に比べ家賃・生活費が少ないため、賃金面でも就労するメリットがある。